熊本市南区八幡一丁目１番１号**ルネサスセミコンダクタ九州・山口株式会社**の山口県宇部市東万倉神元192番地３ルネサスセミコンダクタ九州・山口株式会社山口工場の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成 25 年５月 23 日

山口地方法務局宇部支局

山口県柳井市南浜三丁目１番１号**株式会社ルネサス柳井セミコンダクタ**の工場財団に山口県柳井市南浜三丁目１番１号株式会社ルネサス柳井セミコンダクタ柳井工場の機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成 25 年５月 23 日

山口地方法務局柳井出張所

公 示 送 達

行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第42条第２項ただし書き及び第３項の規定に基づき、以下のとおり公示する。

平成 25 年５月 23 日

厚生労働大臣　田村　憲久

審査請求人　沖縄県島尻郡与那原町字上与那原507―２
宮城　　勝

上記の者に送達すべき平成13年３月16日付け審査請求に関する裁決書の謄本は、東京都千代田区霞が関１丁目２番２号中央合同庁舎第５号館（厚生労働省）517号室内で保管されており、いつでも審査請求人に交付するので、その受領方申し出られたい。

行政不服審査法第42条第２項ただし書き及び第３項の規定により公示する。

平成 25 年５月 23 日

厚生労働大臣　田村　憲久

（備考）裁決の主文及び年月日

裁決の主文　本件審査請求はこれを却下する。

裁決年月日　平成16年５月31日

審査請求人　千葉県市川市鬼越２―６―１
谷口　竜司

上記の者に送達すべき平成14年３月29日付け審査請求に関する裁決書の謄本は、東京都千代田区霞が関１丁目２番２号中央合同庁舎第５号館（厚生労働省）517号室内で保管されており、いつでも審査請求人に交付するので、その受領方申し出られたい。

行政不服審査法第42条第２項ただし書き及び第３項の規定により公示する。

平成 25 年５月 23 日

厚生労働大臣　田村　憲久

（備考）裁決の主文及び年月日

裁決の主文　本件審査請求はこれを却下する。

裁決年月日　平成16年６月３日

審査請求人　大阪府堺市若松台１丁１番ＡＢ団地913号
辻野　悦子

上記の者に送達すべき平成14年４月15日付け審査請求に関する裁決書の謄本は、東京都千代田区霞が関１丁目２番２号中央合同庁舎第５号館（厚生労働省）517号室内で保管されており、いつでも審査請求人に交付するので、その受領方申し出られたい。

行政不服審査法第42条第２項ただし書き及び第３項の規定により公示する。

平成 25 年５月 23 日

厚生労働大臣　田村　憲久

（備考）裁決の主文及び年月日

裁決の主文　本件審査請求はこれを却下する。

裁決年月日　平成16年７月23日

審査請求人　東京都板橋区板橋４―58―９第２寿ハイツ302号室
福永　晴彦

上記の者に送達すべき平成15年12月25日付け審査請求に関する裁決書の謄本は、東京都千代田区霞が関１丁目２番２号中央合同庁舎第５号館（厚生労働省）517号室内で保管されており、いつでも審査請求人に交付するので、その受領方申し出られたい。

行政不服審査法第42条第２項ただし書き及び第３項の規定により公示する。

平成 25 年５月 23 日

厚生労働大臣　田村　憲久

（備考）裁決の主文及び年月日

裁決の主文　本件審査請求はこれを却下する。

裁決年月日　平成16年９月21日

公 示 送 達

行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第42条第２項ただし書き及び第３項の規定に準じて、以下のとおり公示する。

平成 25 年５月 23 日

厚生労働大臣　田村　憲久

審査請求人　大阪市中央区上本町西２―２―15
赤沢　直樹

上記の者が、平成14年２月12日付けで受けた大阪市長の処分について提起した審査請求に関して送達すべき平成16年５月７日付け行政不服審査法第18条第１項（誤った教示をした場合の救済）に基づく通知は、東京都千代田区霞が関１丁目２番２号中央合同庁舎第５号館（厚生労働省）517号室内で保管されており、いつでも審査請求人に交付するので、その受領方申し出られたい。

行政不服審査法第42条第２項ただし書き及び第３項の規定に準じて公示する。

平成 25 年５月 23 日

厚生労働大臣　田村　憲久

職員の免職処分

中国四国農政局高知地域センター主任流通監視官　　農林水産事務官　植田　　巧

国家公務員法第78条第３号により免職する

平成 25 年５月 13 日

任命権者　中国四国農政局長　國弘　　実

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２５年（家）第１４６０号

岡山市北区富田89番地９
申立人　大和田利惠
本籍東京都足立区足立４丁目10番、最後の住所東京都足立区足立４丁目10番12号　小林荘、死亡の場所東京都足立区、死亡年月日平成20年９月28日、出生の場所東京市足立区、出生年月日昭和９年12月29日、職業不詳
被相続人　亡　大和田良雄
事務所岡山市北区南方１丁目７番13号　リベルテ南方２階　奥田法律事務所
相続財産管理人　弁護士　奥田　哲也

岡山家庭裁判所

平成２５年（家）第１５７号

香川県さぬき市津田町津田2207番地
申立人　社会福祉法人津田福祉会
本籍香川県さぬき市津田町津田3960番地２、最後の住所香川県さぬき市津田町津田3962番地、死亡の場所香川県さぬき市、死亡年月日平成25年３月31日、出生の場所香川県大川郡津田町、出生年月日大正11年12月15日、職業不明
被相続人　亡　鴨井　秀司
事務所香川県高松市寿町２丁目２番10号　高松寿町プライムビル３階　宮崎浩二法律事務所
相続財産管理人　弁護士　宮崎　浩二

高松家庭裁判所

平成２５年（家）第７５１号

大分市大字木佐上17番地の２
申立人　牧野　伸一
本籍大分県北海部郡佐賀関町大字神崎1013番地、最後の住所宮崎市大塚台西３丁目13番地８、死亡の場所宮崎県日向市、死亡年月日平成14年９月17日、出生の場所大分県北海部郡佐賀関町、出生年月日大正６年８月11日、職業無職
被相続人　亡　牧野　**靈**山
大分市富士見が丘東１丁目12番７号、事務所大分市三佐２丁目２番１号
相続財産管理人　渡**邉**　寛二

大分家庭裁判所

平成２５年（家）第１４号

鹿児島県大島郡喜界町赤連22番地
申立人　社会福祉法人喜界町社会福祉協議会
本籍沖縄県中頭郡北谷町字北谷1000番地、最後の住所鹿児島県大島郡喜界町大字坂嶺1908番地、死亡の場所鹿児島県大島郡喜界町、死亡年月日平成24年12月１日、出生の場所沖縄県中頭郡北谷村、出生年月日大正10年３月10日、職業無職
被相続人　亡　名嘉眞朝昌
鹿児島県大島郡喜界町大字湾195番地
相続財産管理人　武田　秀伸

鹿児島家庭裁判所名瀬支部